

# 令和7年度景観審議会総会

令和7年10月23日(木)14:00  
兵庫県土地改良会館6階 第一会議室

# 1 審議事項

景観行政における今後の施策の方向性に関する  
検討懇話会（小委員会）の設置について

# 兵庫県 景観行政団体 概要

景観行政団体		景観計画 (施行日)	景観形成地区等 (地区数)	景観重要建造物 (指定件数)	住民協定 (認定件数)
兵庫県	都道府県	H16.12.17	—	16	131
神戸市	指定都市	H16.12.17	H18.2.1	9	36
姫路市	中核市	H16.12.17	H20.4.1	6	40
尼崎市		H21.4.1	H24.4.1	1	16
西宮市		H20.4.1	H21.10.1	7	17(3)
明石市		H27.11.1	作成中	1	15
伊丹市		H17.9.5	H18.12.1	6	17(2)
三田市	知事同意	H21.2.1	H22.11.1		2(2)
丹波篠山市		H23.1.1	H23.4.1	5	12(12)
豊岡市		H23.6.1	H24.11.1	3	
宝塚市		H24.2.13	H24.12.28	21	19(5)
朝来市		H24.2.25	H25.7.1	4	
芦屋市		H26.4.1	H27.4.1	3	2
川西市		H26.8.1	H27.10.1	3	3
養父市		H28.6.1	H29.10.1	7	

※ 赤穂市(H2.1.1施行)及び加古川市(H11.4.1施行)は自主条例を定めている。

※ 件数の( )は、景観法に基づき指定又は認定した内数とする。

# 「景観の形成等に関する条例」の変遷

昭和60年3月	「都市景観の形成等に関する条例」制定 ● 大規模建築物等の届出 ● 都市景観形成地区
平成5年3月	「景観の形成等に関する条例」に改称・改正 ● 景観形成地区(都市景観形成地区を改称) ● 風景形成地域 ● 景観形成等住民協定
平成16年10月	「景観の形成等に関する条例」改正 ● 星空景観形成地域 ● 景観形成重要建造物等 ● 景観形成等推進員
平成18年3月	「景観の形成等に関する条例」改正 ● 特定建築物等の景観影響評価
平成19年3月	「景観の形成等に関する条例」改正 ● 地域景観形成等基本計画 ● 空地の利用又は管理
平成25年3月	「景観の形成等に関する条例」改正 ● 広域景観形成地域(風景形成地域の理念を継承) ● 建築物等その他の物件の管理 ● 認定景観形成重要建造物
令和4年3月	「景観の形成等に関する条例」改正 ● 景観形成重点区域 ● 景観遺産

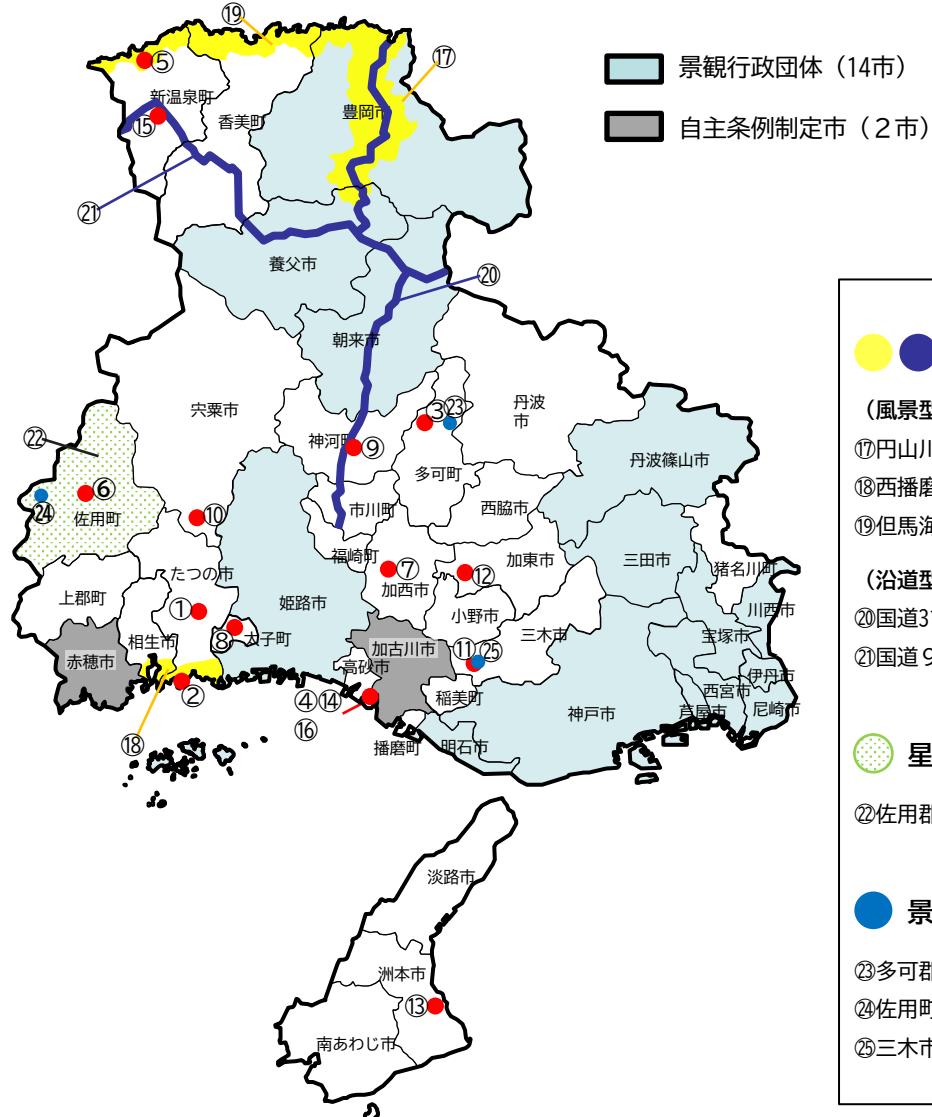
# 兵庫県 景観まちづくり行政 年表

景観行政団体：神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市、伊丹市、三田市、丹波篠山市、豊岡市、宝塚市、朝来市、芦屋市、川西市、養父市

※ 各制度の符号は、条例制定又は改正符号に示す年月に創設されたもの

年度	S60	H1	H5	H10	H15	H20	H25	R1	R5
景観の形成等に関する条例					○景観法 公布(H16.6)				
	◎都市景観の形成等に関する条例 制定(S60.3)				改正(H16.10)■	◆改正(H19.3)			
					◇改正(H18.3)		☆改正(H25.3)		★改正(R4.3)
				□「景観の形成等に関する条例」に改称・改正(H5.3)					
	●都市景観形成等 基本方針策定(S61.2)	●景観形成等 基本方針策定(H5.10)					●基本方針 改定(H26.10)		●基本方針 改定(R4)
	◎都市景観形成地区(S60)	□景観形成地区(H5)(指定実績28地区、現在の指定16地区)							
		□風景景観地域(H5)				☆広域景観形成地域(H25)(指定実績6地域、現在の指定5地域)			
		□景観形成等住民協定(H5)(認定実績4地区、現在3地区)							
					■星空景観形成地域(H16)(指定1地域)				
							★景観形成重点区域(R4)(指定3地域)		
◎大規模建築物等届出制度(S60,H5改正)						★景観遺産(R4)(登録3件)			
					■景観形成重要建造物等(H16)(指定実績137件、現在の指定131件)				
						☆認定景観形成重要建造物(H25)(指定実績1件)			
					◆景観形成等基本計画(H19)(西播磨・丹波地域策定(H20.7))				
					◇景観影響評価制度(景観アセス)(H18,H20改正)				
						◆空地利用等景観基準(H19)			
							☆建築物等の物件の管理(景観支障建築物)(H25)		
							ひょうごの景観ビューポイント150選(H31)		
					景観基金 設置(H2.10)		景観形成支援事業		
条例連									
	○屋外広告物条例 制定(H4.3)								
					○緑豊かな地域環境の形成に関する条例 制定(H6.3)				

# 兵庫県 景観形成地区等の指定状況 (R7年5月時点)



## ● 景観形成地区【景観形成重点区域】

(歴史的景観形成地区)

- ①たつの市龍野地区 (H1)
- ②たつの市御津町室津地区 (H6)
- ③多可町加美区岩座神地区 (H11)
- ④高砂市高砂地区 (H18)
- ⑤新温泉町浜坂味原川周辺地区 (H19)
- ⑥佐用町平福地区【重点区域】 (H22)
- ⑦加西市北条地区 (H24)
- ⑧太子町斑鳩地区 (H24)
- ⑨神河町中村・粟賀町地区 (H26)
- ⑩宍粟市山崎町山崎地区【重点区域】(R1)
- ⑪三木市三木城下町地区【重点区域】(R4)

(住宅街等景観形成地区)

- ⑫加東市ヤシロメモリアルガーデン周辺地区 (S63)
- ⑬洲本市古茂江海岸地区 (H3)
- ⑭高砂市高砂地区 (H18)

(まちなか景観形成地区)

- ⑮新温泉町湯・細田地区 (H18)
- ⑯高砂市高砂地区 (H18)

## ● 広域景観形成地域

(風景型広域景観形成地域)

- ⑰円山川下流地域 (H8)
- ⑱西播磨海岸地域 (H12)
- ⑲但馬海岸地域 (H14)

(沿道型広域景観形成地域)

- ⑳国道312号沿道地域 (H18、H26)
- ㉑国道9号沿道地域 (H28)

## ● 星空景観形成地域

- ㉒佐用郡地域 (H16)

## ● 景観形成等住民協定 認定地区

- ㉓多可郡加美区箸荷地区 (H12)
- ㉔佐用町田和地区 (H17)
- ㉕三木市歴史街道芝町・平山地区 (H27)

## 懇話会の設置の目的

景観条例制定40周年を振り返り、今後、県において取り組むべき内容を検討し、提言(案)を取りまとめる

### 景観を育み、活かし、未来へつなぐ



- ・住民や民間主体の景観まちづくりの推進
- ・観光・地域振興に向けた景観資源の活用の方策
- ・景観形成に寄与する建造物等の持続する保全の在り方

## 懇話会委員

分野	委員名	所属・役職	県審議会等
建築史・保存修景	八木 雅夫 *	国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校長	景観審議会長
景観まちづくり	阿久井 康平 *	大阪公立大学大学院 現システム科学研究所准教授	景観・アセス部会
情報発信	井上 あい子 *	総務省地域情報化アドバイザー	景観・広告部会
観光	今西 珠美	流通科学大学 商学部経営学科教授	ひょうご新観光戦略 推進会議
民間団体	出町 慎	NPO法人 佐治俱楽部 合同会社SAJIHAUS一級建築士 事務所	

※委員名\*は兵庫県景観審議会委員

※オブザーバー:公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター

## 今後のスケジュール

### 第1回懇話会（11月17日(月)）

- 景観行政の運用状況(現状・課題)  
地域・地区等の指定状況、届出実績調査、市町アンケート調査結果等
- 全国の景観行政の先進事例紹介
- 県内市町の運用状況紹介
- 検討テーマ決定

### 第2回懇話会（12月17日(水)）

- テーマ・観点ごとに今後取り組むべき内容を検討

### 条例制定40周年記念イベント（1月予定）

### 第3回懇話会（2月3日(火)）

- まとめ（提言(案)の取りまとめ）

## 2 報告事項

（1）各部会からの審議実績等について

## (1) 景観審議会総会

### 【令和5年度】(令和5年12月27日)

- ・会長の選出及び部会長等の指名
- ・兵庫県の景観行政について(報告)
- ・景観審議会審議実績等(報告)

## (2) 景観形成部会

### 【令和5年度第3回】(令和6年3月19日)

- ・景観遺産の登録について【諮問・答申】

### 【令和6年度第1回】(令和6年10月28日)

- ・宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域指定(素案)について【事前審議】
- ・景観形成重要建造物等の指定候補について(第17次)(報告)
- ・景観遺産の登録候補について(報告)

### 【令和6年度第2回】(令和6年12月17日)

- ・景観形成重要建造物等の指定について(第17次)【諮問・答申】

### 【令和6年度第3回】(令和7年3月18日)

- ・宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域の指定について【諮問・答申】
- ・景観遺産の登録について【諮問・答申】

## 景観遺産 北但大震災からの復興を今に伝える「豊岡震災復興遺産」



旧兵庫縣農工銀行豊岡支店

## 景観形成重要建造物等 第17次指定



花井家住宅（高砂市）



旧黒田家住宅（三木市）



江見家住宅（佐用町）



蛭田理研事務所（西脇市）

## 景觀形成重點區域 宍粟市山崎町山崎地區



### (3)景観影響評価部会

【令和5年度】 実績なし

【令和6年度第1回】(令和6年8月22日)

- ・景観影響評価制度における審査意見書について【諮問・答申】

【令和7年度第1回】(令和7年8月1日)

- ・景観影響評価制度における審査意見書について【諮問・答申】

### (4)広告物部会

【令和5年度】 実績なし

【令和6年度】 実績なし

【令和7年度第1回】(令和7年8月12日)

- ・東播磨道の供用区間延長(全線開通)に伴う禁止区域の指定について【諮問・答申】

### (5)緑豊かな環境形成部会

【令和5年度】 実績なし

【令和6年度】 実績なし

【令和7年度第1回】(令和7年8月12日)

- ・南あわじ市における森を守る区域における開発行為について【諮問・答申】

## (1)景観形成部会

【令和8年2月開催予定】

- ・景観形成重要建造物等の指定【諮問】
- ・景観遺産の登録【諮問】



## (2)景観影響評価部会

- 適宜開催 -

## (3)広告物部会

- 適宜開催 -

## (4)緑豊かな環境形成部会

【令和8年2月開催予定】

- ・北播磨北部地域環境形成基本方針の改訂(報告)

## 2 報告事項

### （2）その他進捗状況

ア 第18次景観形成重要建造物等の  
指定候補案について

## 景観の形成等に関する条例に基づく「景観形成重要建造物等」指定制度

### ① 制度の概要について

#### ・「景観形成重要建造物等」指定制度(平成16年度創設)

地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物を「景観形成重要建造物」  
樹木又は樹木の集団を「景観形成重要樹木」として、指定している。

#### ・指定の効果

指定した建造物又は樹木(以下「景観形成重要建造物等」という)について、  
**適切な維持管理を義務**づけ、現状変更等に際しての届出を求めることで、地域住民に  
親しまれる貴重な**景観資源の保全**を図るとともに、住民の景観形成に向けた**意識の高  
揚、活動の促進等を期待**するものである。

#### ・指定後の支援

(公財)兵庫県まちづくり技術センターが実施する景観形成支援事業の対象

## 景観の形成等に関する条例に基づく「景観形成重要建造物等」指定制度

### ② これまでの指定状況

**137件** 平成17年度の第1次指定から令和6年度の第17次指定  
解除物件を含む(除く場合は131件)。

(解除物件の内訳) 計6件

国指定重要文化財

…1件(西脇小学校)

市指定文化財

…2件(堀家住宅@たつの市、進藤家住宅@朝来市)

景観法に基づく景観重要建造物…2件(関西学院大学時計台及びランバス記念礼拝堂、  
高崎記念館)

除却により滅失した

…1件(宝塚ホテル)

# 景観の形成等に関する条例に基づく「景観形成重要建造物等」指定制度

## ③ 選定の考え方

県民局、市町、景観形成等推進員、ヘリテージマネージャーから推薦された物件のうち下記の景観形成等基本方針に示された指定要件を満たすもの

種別	指定要件
景観形成 重要建造物	<p><b>①歴史的建造物</b> 伝統的構法や地域固有の建築様式を残す町家、商家、民家等の歴史的建造物で、文化財の指定には至らないもの</p> <p><b>②公共・公益的施設</b> 学校や庁舎など、地域の住民が広く利用している(していた)公共性の高い施設で、地域の景観形成に寄与しているもの</p> <p><b>③地域活動の拠点施設</b> まちづくり活動等の拠点として地域の住民が利用している施設で、地域の景観形成に寄与しているもの</p> <p><b>④地域のシンボル、ランドマーク等</b> 地域のシンボルやランドマークとなっている建造物で、地域の住民に親しまれているもの</p>
景観形成 重要樹木	地域の住民が愛着を持って守り育ててきた古木、大木、並木、鎮守の森、街路樹等で、地域の景観形成に寄与しているもの

# 「景観形成重要建造物等」指定候補案



種別	物件名(仮称)	市町名
景観形成 重要建造物	①衣川會館	丹波市
	②季のしずく	高砂市
	③豊岡公設市場アーケード	豊岡市
	④庄家住宅	宍粟市
	⑤田原邸	丹波市
	⑥永田家住宅	南あわじ市
	⑦中藤田住宅	新温泉町
	⑧佐川邸	豊岡市
景観形成 重要樹木	⑨本陣名残の松	佐用町

# 第18次景観形成重要建造物等の指定候補案について



①衣川會館（丹波市）



②季のしずく（高砂市）



③豊岡公設市場アーケード（豊岡市）

## 第18次景観形成重要建造物等の指定候補案について

22



④庄家住宅（宍粟市）



⑤田原邸（丹波市）



⑥永田家住宅（南あわじ市）

## 第18次景観形成重要建造物等の指定候補案について

23



⑦中藤田住宅（新温泉町）



⑧佐川邸（豊岡市）



⑨本陣名残の松（佐用町）

## 今後のスケジュール

年 月	スケジュール
R7 10月	景観審議会(R7第1回総会) 報告
~12月	建物調査
R8 2月	景観審議会(R7第1回景観形成部会)において諮問
2月	所有者同意
3月	指定・告示・記者発表

## 2 報告事項

### （2）その他進捗状況

#### イ 景観遺産の追加登録候補案について

# 景観の形成等に関する条例に基づく「景観遺産」登録制度

## 「景観遺産」登録制度(令和3年度創設)

### <制度の概要について>

地域特有の景観や日常に隠れた何げない景観を  
「景観遺産」として登録して情報発信する。

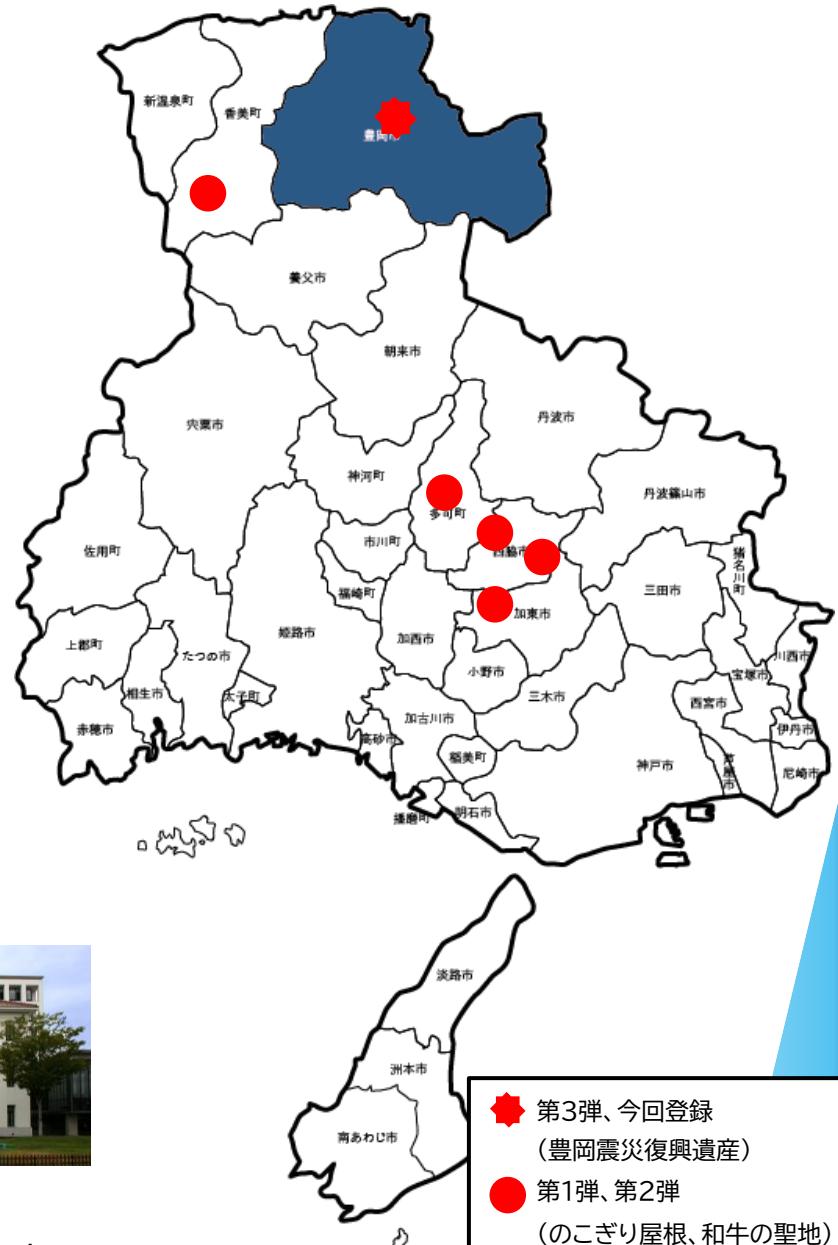
身近な景観の意義や魅力を県民に広く周知  
することで、ふるさと意識を啓発し、地域の  
活性化につなげる。



“和牛の聖地”～純血種『但馬牛』のルーツ～



北但大震災からの復興を今に伝える「豊岡震災復興遺産」



## 景観の形成等に関する条例に基づく「景観遺産」登録制度

### ～登録要件について～

#### (1) 地域との関係性

- ・地域の生活・歴史・文化・生業(産業)と深いつながりを有するもの
- ・風土(気候・地勢など)の影響を受けて形成されたもの
- ・地域の人々の暮らしや行事に欠かせないもの
- ・身近な景観の構成要素として、地域の人々から親しまれているもの
- ・住民団体等による景観づくりの持続的な取組と関連があるもの

#### (2) 独自性

- ・地域特有の構法や意匠形態を有するもの
- ・地域特有の植物の群生など

#### (3) 希少性

- ・同じ特徴を持つ他の建造物等が失われ、希少価値を有するもの
- ・特徴的な外観や意匠形態を有するもの

# 北但大震災からの復興を今に伝える「豊岡震災復興遺産」

28



大開通南側長屋

大開通りの昔と今

河見家住宅

## 北但大震災からの復興を今に伝える「豊岡震災復興遺産」景観遺産の追加登録候補案について

29

景観遺産の概要  
追加登録する

北但大震災からの復興で整備された防火性を高めた建造物や防火建築ではないものの豊岡震災復興遺産が立ち並ぶ通りに調和するよう建築された建築物が構成する震災復興期の生活を支えた建物群の景観とそのストーリー



## 今後のスケジュール

年 月	スケジュール
R7 10月	景観審議会(R7第1回総会) 報告
～12月	建物調査
R8 2月	景観審議会(R7第1回景観形成部会)において諮問
3月	所有者同意・市意見聴取
3月	登録・告示・記者発表